

令和4年度  
臨海部の交通機能強化に向けた調査検討業務委託  
仕様書（案）

第1条（適用範囲）

本仕様書は、令和4年度臨海部の交通機能強化に向けた調査検討業務委託に関する内容について適用する。

- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

第2条（対象範囲）

本業務の範囲は、川崎市川崎区全域を対象とする。

第3条（目的）

川崎臨海部への公共交通等による通勤環境については、朝夕の通勤時間帯に利用者が集中する特性があり、通勤者の多くは川崎駅発着の路線バスを利用していることから、ピーク時間帯におけるバス車内や駅前広場の混雑、所要時間の長さなど、その利用環境の改善が課題となっている。

本市においては、臨海部の通勤環境を改善し、臨海部の発展を支える交通機能強化の実現に向けて、臨海部が目指す交通ネットワークの将来像及びこれを構成する基幹的交通軸及び各交通拠点の役割や機能、交通ネットワーク形成の考え方やプロセス等の中長期的な交通機能の強化に向けた方向性を「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針（令和3年3月）」としてとりまとめているところである。

本業務は、その後の扇島地区のJFEスチール京浜地区の高炉等の休止に伴う将来的な大規模土地利用転換や脱炭素社会に向けた環境問題への対応、次世代交通モビリティの発展等、川崎臨海部の交通環境をとりまく状況に大きな変化が生じていることから、臨海部における交通ネットワークや交通拠点のあり方について検討を行うものである。また、大師橋駅前広場の整備や多摩川スカイブリッジの開通による羽田空港へのアクセス性の向上等、周辺の交通インフラが変化する中で、京急大師線沿線を起点とした最適な交通機能の構築に向けた調査検討を行うものである。

第4条（一般事項）

受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。なお、主任技術者及び照査技術者は、「技術士（道路部門）」又は「技術士（都市計画及び地方計画部門）」の有資格者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 3 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

## 第5条（実施体制及び作業計画）

受託者は、作業計画（作業工程表、組織表、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

## 第6条（秘密の保持）

受託者は業務上知り得た情報等については、いかなる理由があっても川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

## 第7条（打合せ）

本業務における打合せは、着手時、中間時（3回）及び完了時を合わせて全体で5回以上行うこととする。

2 受託者は、打合せ後、速やかに記録簿を作成し、監督員に提出するものとする。

## 第8条（業務内容）

業務内容は次のとおりとする。業務の実施にあたっては、臨海部地区の特徴や既往委託の検討経緯、周辺地域で計画中の事業内容、今後の大規模な土地利用転換等を十分に考慮した上で検討を行うものとする。

### （1）臨海部企業通勤者の交通実態調査

平成31年度に実施した交通実態調査（通勤に係る所要時間、通勤手段等）の内容を確認し、同様な項目について臨海部の立地企業（約2,700事業所）に対して調査を行い、多摩川スカイブリッジ開通後の交通実態を把握し、過年度調査と比較検証を行う。

川崎駅東口駅前広場から路線バスを利用する利用者に対し、川崎駅までの交通手段（鉄道路線、路線バス等）と、川崎駅からの路線バスの行先方面を調査して行先方面毎に属性を整理する。

### （2）臨海部の交通機能強化に向けた交通ネットワークの検討

「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」を踏まえ、扇島等で予定されている大規模な土地利用転換による新たな交通需要や道路ネットワーク、交通状況等を考慮して、臨海部へアクセスする交通手段やその分担、経路等を検討し、臨海部における将来的な交通ネットワークのあり方をとりまとめるとともに、その概念図を作成する。なお、扇島の土地利用は段階的に進展することを考慮し、交通需要については3段階（短期：2030年、中期：2040年、長期：2050年）を想定し、各段階における交通手段や道路ネットワークの状況等を考慮した交通ネットワークのあり方についてとりまとめる。（各段階の交通需要については、他の業務で推計を行うが、業務のスケジュールの関係から、本業務では事前に想定した交通需要によりそれぞれの検討を行い、最後に他業務の推計結果を反映させるものとする。）

### （3）大師線沿線における交通機能のあり方検討

大師橋駅前広場の令和6年度完成後に、川崎駅から発着するバスについて当該駅前広場からの路線バスに再編した場合、大師橋駅を経由した通勤に転換する需要を（1）による結果やその他必要なデータを収集して分析し、推計する。また、乗換回数と運賃の増加に対する乗換抵抗の感度の

確認、及び転換のための条件等を把握し、大師橋駅を活用した通勤経路の転換に向けて、乗換抵抗を軽減する対応策を検討する。

また、大師線沿線駅の特性や通勤や観光等の様々な利用目的を考慮し、バスやその他の交通手段の活用等を検討し、大師線沿線を起点とした最適な交通機能（交通手段、事業手法等）の方向性をとりまとめる。

#### (4)新たな交通拠点整備に向けた検討

新たな交通拠点として「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」に整備が位置づけられている池上塩浜、東扇島、浜川崎の拠点について、臨海部における今後の大規模な土地利用転換や関連計画の状況を踏まえつつ、実施方針の求められる機能に基づき、主要アクセス経路等を踏まえ、各交通拠点の規模や導入機能、整備箇所等を複数案検討し、各案の利点や課題等を取りまとめる。

また、浜川崎の拠点については、南渡田地区の計画と整合を図りながら、過年度の検討結果を踏まえ、段階的な整備に向けた具体的な拠点の概略設計を行い、基本計画図を作成するとともに、各段階の整備に向けた整備の進め方と概算工事費を算出する。

池上塩浜の拠点については、拠点の必要性や塩浜3丁目周辺地区土地利用計画の課題解決と連携した機能を検討し、拠点のあり方をとりまとめる。

東扇島の拠点については、扇島の今後の土地利用や将来的な臨海部の交通ネットワークの状況を踏まえ、拠点の必要性や拠点をういた東扇島内の交通アクセスの向上に向けた検討を行い、拠点のあり方をとりまとめる。

#### (5)羽田空港方面行きバス路線に係る検討

羽田空港行きのバス路線の開通に向けて、運行に向けた様々な手法を検討するとともに、バス事業者等と協議・調整を行うため、運行に向けた課題とその対応策について検討する。

#### (6)協議用資料の作成

本業務の内容について、庁内の関係部署に対して協議・説明を行うための資料の作成を行う。資料はPowerPointを用いて行い、資料の内容については、監督員と協議しながら作成するものとする。

#### (7)報告書とりまとめ

本業務で検討した内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容についてPowerPointを用いて、概要版（A3）を作成するものとする。

### 第9条（成果品）

受託者は下記成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。

- 2 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。
- 3 成果品は委託機関の所有とし、委託機関の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。
- 4 業務中に業務の途中成果を監督員から求められた場合、監督員の指示に従い、資料を提出しなければならない。

<成果品一覧>

(1) 報告書 (A4 キングファイル カラー含む) 1部

(2) 電子媒体 (DVD等) 1枚

電子成果は、Word, Excel, PowerPoint等のデータのほか、PDFファイルについても作成する。

また、報告書等で使用した図表は、編集可能な元データも整理して成果品に含めるものとする。(川崎市電子納品要領には準じなくてよい)

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

業務委託名	令和4年度臨海部の交通機能強化に向けた調査検討業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

(3) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

第10条 (契約期間)

契約期間は、契約締結日から令和5年3月24日までとする。

第11条 (その他)

受託者はこの仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議をして定めるものとする。

2 仕様の内容、数量等に変更が生じた場合は、発注者との協議により変更の対象とする。

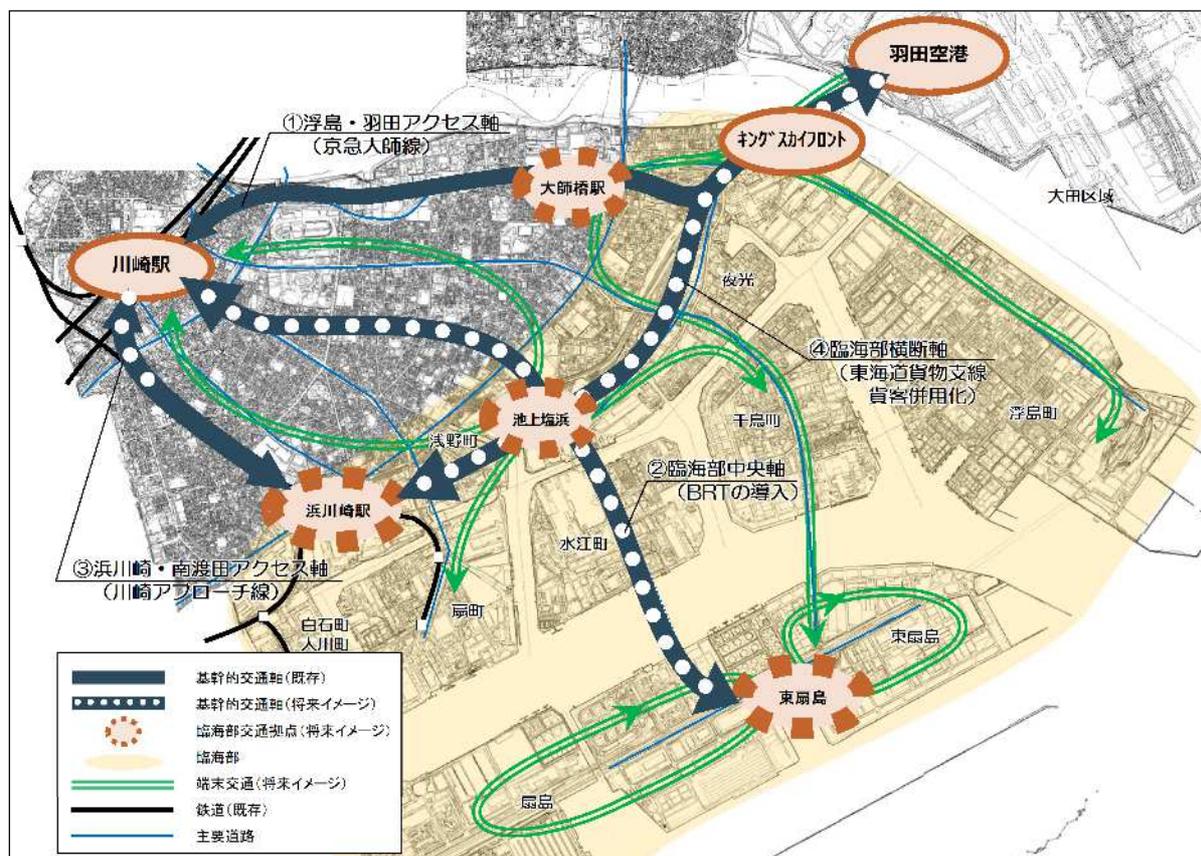


図1 臨海部アクセスの交通ネットワーク将来像イメージ図

(出典：臨海部の交通機能強化に向けた実施方針)